

「航行区域判別」ガイド

- 航行区域は船舶検査証書の「航行区域又は従業制限」欄で判別することができます。
- 沿海区域にただし書きがある場合は、2時間限定沿海又は沿岸5海里になります。
※9ページの「沿海区域にただし書きがあるが、2時間限定沿海ではなく沿海になる例」を除きます
- 手引きには、2時間限定沿海、沿岸5海里やその他のただし書き事例を紹介しています。
- 2時間限定沿海はJCIホームページの「限定沿海航行区域検索」で確認することができます※10ページ参照
<https://jci.go.jp/areamap/genteienkai.html#shoyuu>

※下記8つの湖を航行する船舶は湖を指定してしてください
霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖、支笏湖、琵琶湖

手引きをご覧になっても航行区域がわからない場合は、下記事務局までお問い合わせください。

電話番号：050-3093-4819

平日10時~17時(土日・祝日・年末年始除く)

小型旅客船等安全対策事業費補助金事務局

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限 <small>(国指定の航行区域又は従業制限)</small>	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県御崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。		
平成23年1月11日(東京)		
		日本小型船舶検査機構 機構印

船舶に定められた航行区域は船舶検査証書の「航行区域又は従業制限」の欄に記載される、「**区域**」と「**ただし書き**」により判断することができます。

2時間限定沿海、沿岸5海里の場合、「沿海区域にただし書き」が書かれています。

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船舶港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限 <small>(航行区域に該当する船舶については)</small>	沿海区域	
最大とう載人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構之印

「航行区域又は従業制限」欄の「区域」と「ただし書き」

沿海区域 ← **区域** **ただし書き** ↓

ただし、
 ○○県△△岬より○○度に引いた線から○○県××市を経て、△△県××岬から○○度に引いた線までの間における本州の海岸から○○海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

下記**8つの湖**を航行する船舶は、湖を指定してしてください
霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖、支笏湖、琵琶湖

5つの航行区分	検査証書航行区域	ただし書きの記載内容
①湖川港内(琵琶湖を除く)	平水区域	ただし、湖川港内に限る
②平水・琵琶湖(湖川港内を除く)	平水区域	・なし
③沿岸5海里	沿海区域	<ul style="list-style-type: none"> ・母港や具体的な場所が特定されていない。 ・下記文言が記載されている 『～の各海岸』から『5海里』 ※記載される海里数は5海里以外ありません
④2時間限定沿海 ※JCIホームページでは限定沿海と明記	沿海区域	<ul style="list-style-type: none"> ・母港や具体的な場所が特定され、そこからの距離(海里)が特定されている ・『半径〇〇海里以内』という文言が記載されている ※距離(海里)が特定されない場合もあるので、その場合はP10ページの「<u>限定沿海航行区域検索</u>」で確認してください
⑤沿海	沿海区域	<ul style="list-style-type: none"> なし 9ページの「沿海区域にただし書きがあるが2時間限定沿海ではなく沿海になる例」参照

⇒「沿岸5海里」と「2時間限定沿海」は次ページ以降の記入例を参照して判別してください。
「2時間限定沿海」は「限定沿海航行区域検索」(10ページ参照)で確認することもできます。

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限	<p>沿海区域</p> <p>ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県御崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。</p>	
最大 乗 員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構之印

沿海区域

ただし、

- (1) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附随する島でその海岸が沿海区域に接するものの **各海岸から5海里以内**の水域、並びに、
- (2) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

船舶安全法施行規則第1条第6項の水域 = 平水区域

特定文言の記載。距離は5海里以外はありません

沿海区域のただし書きに具体的な場所が特定され距離の指定がある船舶検査証書の船舶は、2時間限定沿海となります。

沿海区域

ただし、

〇〇県△△岬より〇〇度に引いた線から〇〇県××市を経て、
△△県××岬から〇〇度に引いた線までの間における本州の海岸から**〇〇海里**以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

} 場所の特定

} 距離の指定

2時間限定沿海と沿岸5海里の両方が航行区域となっている場合は下記のように記載されます。

沿海区域

ただし、

- (1) ○○県△△岬より○○度に引いた線から○○県××市を経て、△△県××岬から○○度に引いた線までの間における本州の海岸から**○○海里**以内の水域、
- (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに付属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域並びに、
- (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

場所の特定

距離の指定

(2時間限定沿海)

(沿岸5海里)

(平水)

漁船で、航路区域のただし書きに「漁ろう以外のことをする間は」と明記されている場合は、「漁ろう以外のことをする間」に記載されるただし書きの内容で航行区域を判別してください。

沿海区域

ただし、

(イ)漁ろうをする間は、本邦の海岸から100海里以内の水域に限る。

(ロ)漁ろう以外のことをする間は、〇〇県△△岬より〇〇度に引いた線から〇〇県××市を経て、△△県××岬から〇〇度に引いた線までの間における本州の海岸から**〇〇海里**以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

} 場所の特定

} 距離の指定

『半径〇〇海里』の文言がある船舶は2時間限定沿海となります。

沿海区域

ただし、

〇〇県〇〇島の海岸から**半径〇〇海里**以内の水域及び船舶安全
法施行規則第1条第6項の水域に限る。

} 特定文言の記載

沿海区域にただし書きがあるが、2時間限定沿海ではなく沿海になる例

1. 沿海(A2)のみの場合

ただし、A2水域(湖川を含む。)に限る。

2. 沿海(A2)N-STAR搭載の場合

ただし、A2水域(湖川を含む。)に限る。

※別紙又は裏面などに下記A2水域の表示あり

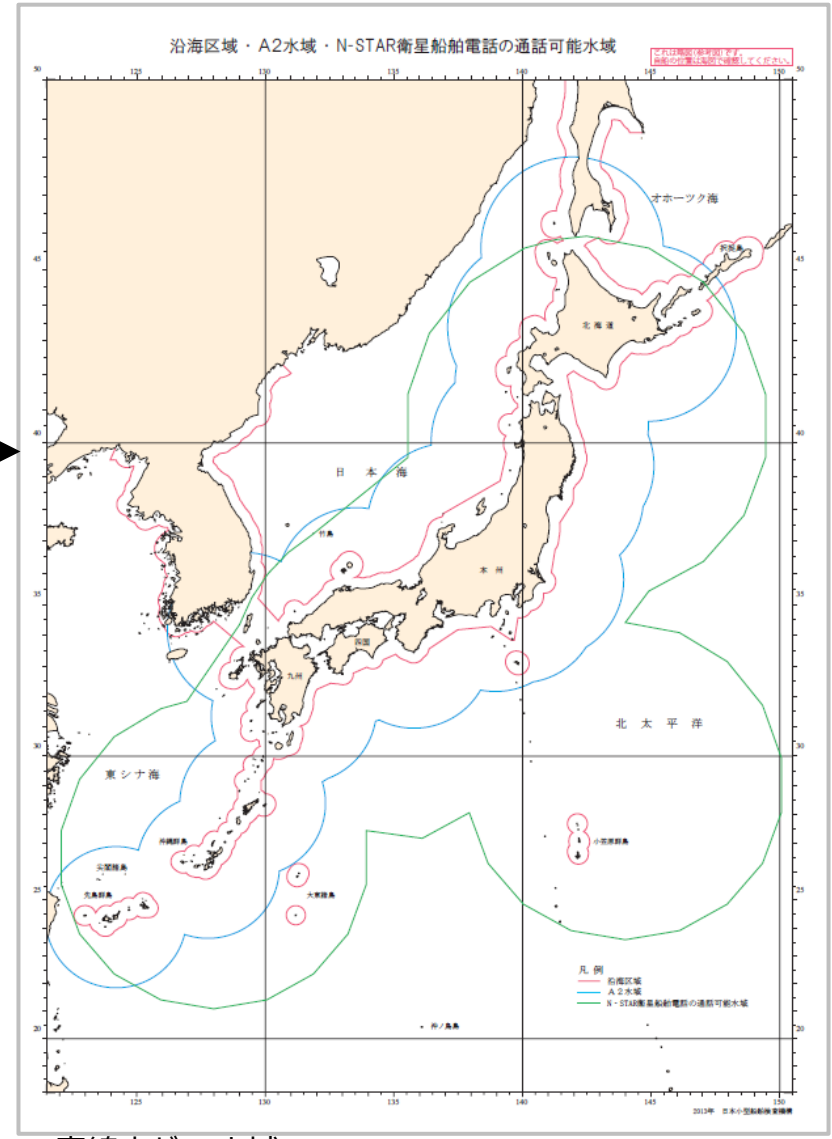
(A2水域(湖川を含む。)であって、北緯45度54分23秒東経142度29分45秒の地点、北緯45度34分50秒東経144度54分41秒の地点、北緯44度38分32秒東経147度2分8秒の地点、北緯43度12分17秒東経148度36分44秒の地点、北緯41度26分28秒東経149度27分4秒の地点、北緯39度33分52秒東経149度27分5秒の地点、北緯37度48分4秒東経148度36分45秒の地点、北緯36度21分48秒東経147度2分10秒の地点、北緯35度25分30秒東経144度54分43秒の地点、北緯34度24分59秒東経143度59分47秒の地点、北緯34度5分23秒東経146度6分11秒の地点、北緯33度9分東経147度57分19秒の地点、北緯31度42分37秒東経149度19分49秒の地点、北緯29度56分39秒東経150度3分43秒の地点、北緯28度3分51秒東経150度3分44秒の地点、北緯26度17分53秒東経149度19分50秒の地点、北緯24度51分29秒東経147度57分20秒の地点、北緯23度55分5秒東経146度6分12秒の地点、北緯23度35分30秒東経143度59分49秒の地点、北緯23度55分5秒東経141度53分24秒の地点、北緯24度51分29秒東経140度2分15秒の地点、北緯26度17分52秒東経138度39分46秒の地点、北緯28度3分50秒東経137度55分52秒の地点、北緯27度10分34秒東経136度6分19秒の地点、北緯27度26分39秒東経133度55分47秒の地点、北緯25度33分50秒東経133度55分47秒の地点、北緯23度47分50秒東経133度12分51秒の地点、北緯22度21分24秒東経131度52分11秒の地点、北緯21度24分59秒東経130度3分30秒の地点、北緯21度5分24秒東経127度59分53秒の地点、北緯21度24分59秒東経125度56分17秒の地点、北緯22度21分24秒東経124度7分35秒の地点、北緯23度47分49秒東経122度46分54秒の地点、北緯25度33分50秒東経122度3分59秒の地点、北緯27度26分39秒東経122度3分59秒の地点、北緯29度12分39秒東経122度46分53秒の地点、北緯30度39分5秒東経124度7分35秒の地点、北緯31度35分28秒東経125度56分16秒の地点、北緯31度50分7秒東経126度57分7秒の地点、北緯34度21分12秒東経129度5秒の地点、北緯35度12分29秒東経129度28分17秒の地点、北緯35度58分50秒東経130度6分33秒の地点、北緯36度38分50秒東経130度53分44秒の地点、北緯37度11分17秒東経131度48分25秒の地点、北緯39度33分51秒東経135度32分28秒の地点、北緯41度26分27秒東経135度32分28秒の地点、北緯43度12分15秒東経136度22分47秒の地点、北緯44度38分31秒東経137度57分23秒の地点、北緯45度34分49秒東経140度4分49秒の地点及び北緯45度48分29秒東経141度16分23秒の地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域に限る。)

3. 沿海(A2)日本語ナブテックス搭載の場合

ただし、A2水域(湖川を含む。)に限る。
(船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の水域に限る。)

4. 沿海(A2)英語ナブテックス搭載の場合

ただし、A2水域(湖川を含む。)に限る。
(ナブテックス水域に限る。)



青線内がA2水域

沿海区域のただし書きで距離が指定されていない場合は、日本小型船舶検査機構の**限定沿海航行区域検索ページ**で確認してください。

船舶検査済票番号3桁+5桁と船舶の長さを入力して検索していただき、参考図が表示される場合は、2時間限定沿海であると判断できます。

結果が表示されない場合（「該当する限定沿海区域参考図は作成しておりません」と表示される場合）は本検索ページでは2時間限定沿海の判別ができませんので、事務局までお問い合わせください。（結果が表示されない場合も2時間限定沿海である可能性はあります。）

<限定沿海航行区域検索ページ>

小型船舶を所有されているお客様

「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力して検索ボタンをクリックしてください。
*印の項目は必須です。

船舶検査済票の番号 * ← 船舶検査済票の番号入力

※半角で「J」前後の数字を入力してください

船舶の長さ * m ← 船舶の長さ入力

※小数点第2位まで入力してください（入力例：5.00）

・「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」を入力してください。
「船舶検査済票の番号」と「船舶の長さ」は、お手持ちの 船舶検査証書、 船舶検査手帳または 船舶検査のご案内でご確認ください。

・沿岸区域を航行することができる場合には、そちらの区域も合わせてご確認ください。

・漁るうに従事する場合の水域や、播種する設備の条件により、沖合の距離が制限されている水域には対応していません。

・一部の水域はファイル準備中のため、アイコンのみが表示される場合があります。

・市町村合併などにより航行区域の記載内容は随時見なおしています。このため、お手持ちの船舶検査証書の記載と異なる場合がありますが、航行に支障はございません。なお、次回定期検査や船舶検査証書の書換え又は再交付の際に最新の内容に自動的に書換えられます。

→ 限定沿海を検索

OK

2時間限定沿海の場合は、下記の通り、限定沿海区域参考図が表示されます。

第3号(伊勢湾・三河湾)



この航行区域は、平成25年6月に一部拡大されました。
平成25年6月27日以前に交付された船舶検査証書をお持ちのお客様が、拡大された沿海区域を航行する場合には、船舶検査証書の書換えが必要になります。詳しくは、リーフレット「沿海区域の一部拡大について」をご確認ください。

検索できなかった場合は、下記の結果が表示されます

申し訳ございませんが、該当する限定沿海区域参考図は作成してありません。

NG

ただし書きに距離(海里)が記載されていない場合は、判別ができないので、事務局までお問い合わせください。

電話番号：050-3093-4819

平日10時～17時(土日・祝日・年末年始除く)

小型旅客船等安全対策事業費補助金事務局

日本小型船舶検査機構ホームページ

<https://jci.go.jp/areamap/genteienkai.html#shoyuu>

※検索の対象は小型船舶のみで大型船舶は検索できません。